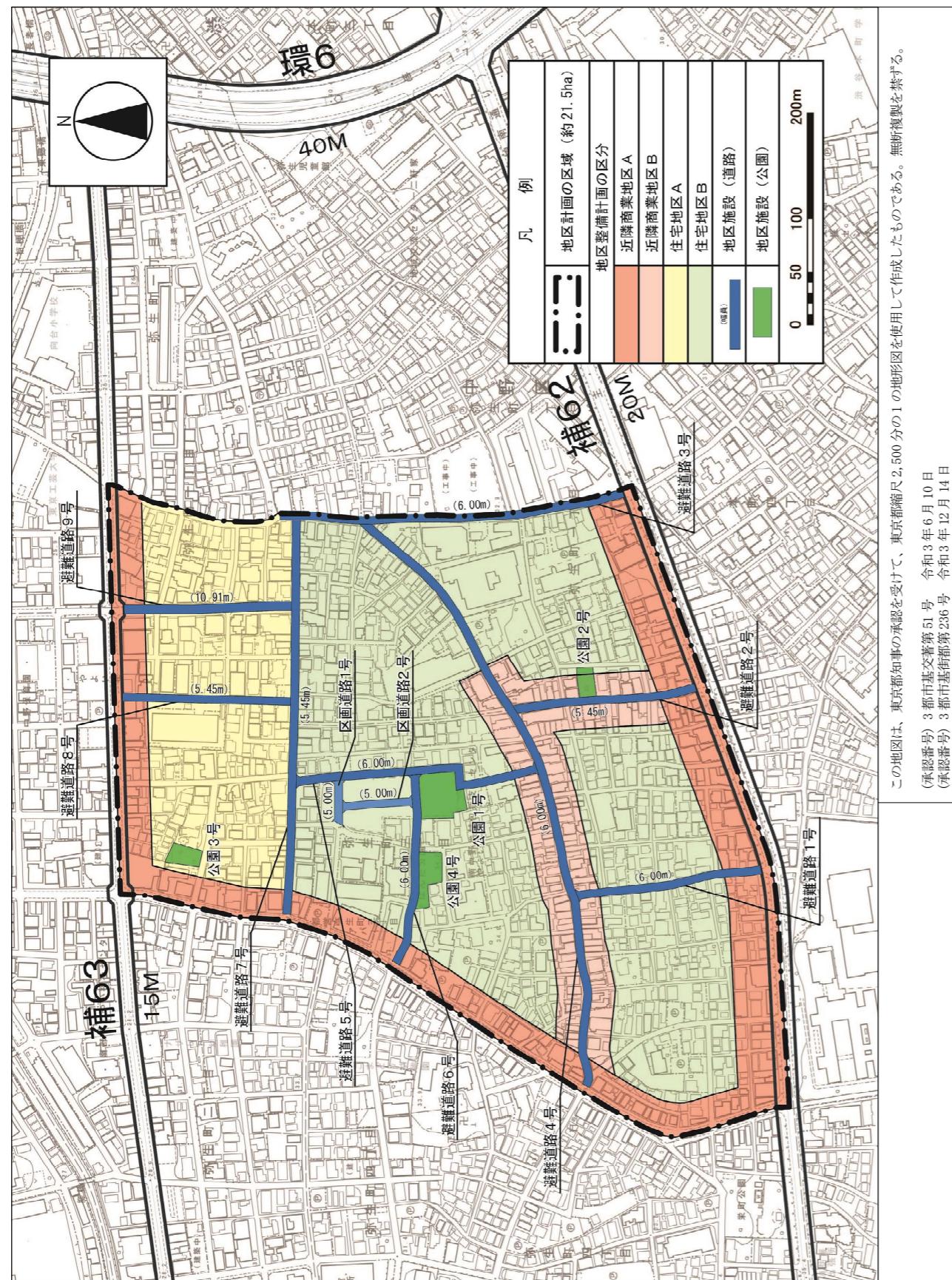


## 地区計画によるまちづくり

## 弥生町三丁目周辺地区の地区計画

中野区 まちづくり推進部 まちづくり事業課 防災まちづくり係

〒164-8501 中野区中野4-8-1（中野区役所9階）TEL 03-3389-1111(代)



## ■地区の概要

弥生町三丁目周辺地区は、中野新橋駅に近く、都心への利便性が高い住宅地として発展してきました。老朽化した木造住宅が密集しており、狭い道路や行き止まり道路が多く、避難道路の拡幅や建物の不燃化・耐震化を図りながら、防災まちづくりを進めています。

区は、地区のみなさんと話し合いを重ねて、地区計画の基となる、建築物などに関するルールの検討を進め、継続的かつ着実に防災まちづくりを推進するため、地区計画を策定しました。地区計画の区域内で、建物を建てたり建物の用途を変えたりする場合は届出が必要となり、一定のルールに従っていただくことになります。

安全で安心なまちは、そこに住むみなさん一人ひとりの手で実現するものです。次代にすばらしいまちを引き継いでいくために、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

○東京都市計画地区計画弥生町三丁目周辺地区地区計画

平成31年1月25日中野区告示第10号（決定）

令和4年4月25日中野区告示第61号（変更）

○中野区弥生町三丁目周辺地区における建築物の制限に関する条例

平成31年3月25日公布中野区条例第19号（決定）



区立川島公園

## ■地区計画の名称・位置・面積

名 称	弥生町三丁目周辺地区地区計画
位 置	中野区弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目及び弥生町四丁目の各地内
面 積	約 21.5ha

## ■区域の整備・開発及び保全に関する方針

地区計画の目標	<p>弥生町三丁目周辺地区は、中野区の南端に位置し、中野新橋駅に近く都心への利便性が高い住宅地として発展してきた。戸建て住宅と木造アパートが混在した高密度な街区が多く、道路や公園等の都市基盤も脆弱なため、「中野区都市計画マスタープラン（平成21年4月改定）」においては、災害時の延焼拡大や建物倒壊の危険性が高い地域として、狭い道路の拡幅、建築物の不燃化・耐震化を図りながら、防災まちづくりを進めるとしている。また、東京都の「防災都市づくり推進計画（令和3年3月改定）」では重点整備地域に指定されており、あわせて、木造密集市街地の防災性向上と居住環境の改善を目的とした東京都不燃化推進特定整備地区にも指定されている。</p> <p>本計画は、避難道路ネットワーク等の整備や、老朽建築物の建て替え等による不燃化を促進し、災害に強く安全で誰もが安心して快適に住み続けられるまちの実現を目指とする。</p>
---------	---

土地利用の方針	<p>広域的な都市計画道路である補助6号（方南通り）及び補助6号（本郷通り）の沿道では、延焼遮断帯としての機能を強化するため、建築物の不燃化を促進するとともに、土地の高度利用を図る。また、広域避難場所としての東京大学教育学部附属中等教育学校一帯の安全性の向上を図るために、防火地域に指定されている地区南西エリアにおいては、避難道路の整備とともに、建て替えにあわせて耐火建築物等を誘導し不燃化を促進する。</p> <p>1 近隣商業地区A 商業、業務と住宅との調和がとれた快適な近隣商業地区として土地の高度利用を図る。補助6号（方南通り）及び補助6号（本郷通り）沿道は、拡幅整備に伴う歩道空間の確保や、無電柱化、植栽帯の設置を推進する。また、柳通り沿道は、中野新橋駅周辺へつながるふれあい道路として、地域とふれあう商店や住商併用建物等の立地を促進する。</p> <p>2 近隣商業地区B 商業、業務と住宅との調和がとれた快適な近隣商業地区とする。川島通り沿道等の商店街は地区住民の日常を支える身近な商店街として育成し、まちの賑わいやコミュニティ形成等の取り組みを促進する。</p> <p>3 住宅地区A 戸建て住宅と集合住宅を主体とした中低層住宅と、中小規模な店舗・事務所等が複合する住宅地区とする。行き止まり道路や接道不良敷地が集中する街区においては、共同化等による建て替えにあわせた居住環境の改善を図る。</p> <p>4 住宅地区B 戸建て住宅と集合住宅を主体とした中低層住宅と、一定の店舗等が複合する住宅地区とする。行き止まり道路や接道不良敷地が集中する街区においては、共同化等による建て替えにあわせた居住環境の改善を図る。</p>			
	1 道路 避難路の確保と日常生活の利便性の向上を図るため、避難道路と区画道路を地区施設とする。また、避難道路は、災害時の円滑な避難活動、消防活動等に資するため、無電柱化による有効幅員を確保することで、防災機能の向上を図る。	約 21.5ha	約 21.5ha	約 21.5ha
	2 公園 地域住民が親しめる快適な憩いの場であるとともに、災害時の避難や救援活動、情報収集の拠点となる公園を地区施設とする。	約 21.5ha	約 21.5ha	約 21.5ha

## ■地区整備計画

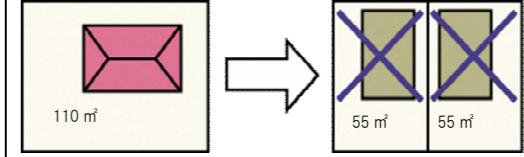
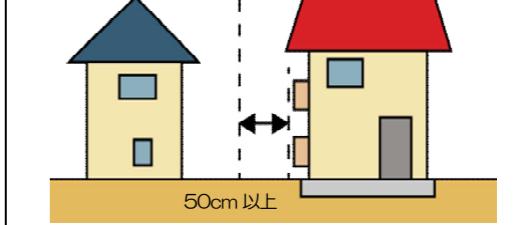
### ◆地区整備計画の位置・面積

位 置	中野区弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目及び弥生町四丁目の各地内
面 積	約 21.5ha

### ◆地区施設の配置及び規模

道路	名 称	幅 員	延 長	備 考
	避難道路1号	6.00m	約 160m	拡幅
	避難道路2号	5.45m	約 150m	既設
	避難道路3号	6.00m	約 300m	既設
	避難道路4号	6.00m	約 590m	既設
	避難道路5号	6.00m	約 210m	拡幅
	避難道路6号	6.00m	約 160m	既設
	避難道路7号	5.45m	約 340m	既設
	避難道路8号	5.45m	約 140m	既設
	避難道路9号	10.91m	約 150m	既設
	区画道路1号	5.00m	約 38m	既設
	区画道路2号	5.00m	約 58m	既設
公園	名 称	規 模	備 考	
	公園1号	約 1,330 m <sup>2</sup>	既設 (川島公園)	
	公園2号	約 390 m <sup>2</sup>	既設 (弥生こぶし公園)	
	公園3号	約 420 m <sup>2</sup>	既設 (弥生町二丁目公園)	
	公園4号	約 730 m <sup>2</sup>	既設 (ぱんだ公園)	

### ◆建築物等に関する事項

地 区 の 区 分	名 称	近隣商業地区A	近隣商業地区B	住 宅 地 区 A	住 宅 地 区 B
	面 積	約 4.5ha	約 2.0ha	約 3.8ha	約 11.2ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号及び第5号に掲げる風俗営業の用に供する建築物並びに同条第6項に掲げる店舗型風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。</p>			特に定めない
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積の最低限度を60m<sup>2</sup>とする。ただし、次の各号の一に該当する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の敷地として現に使用されている土地</li> <li>2 所有权その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地</li> <li>3 地区施設の整備に係る土地</li> <li>4 その他区長が公益上やむを得ないと認めた土地</li> </ol> 			60 m <sup>2</sup> 未満になるような分割をした敷地に建築物を建てることはできません。
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は50cm以上としなければならない。</p> 			隣地境界線 建築物の壁または柱の位置まで(出窓、バルコニーなどがあればその位置まで)
	建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	<p>建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並みの形成に配慮する等周辺環境と調和したものとする。</p>			
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面する側の垣又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス等としなければならない。ただし、道路面から高さ60cm以内のブロック垣又はこれに類するもの、門柱及び門柱に接続する長さが1m20cm以下のブロック垣等又は区長が認めたものはこの限りではない。</p>			

### ◆土地の利用に関する事項

土 地 の 利 用 に 関 す る 事 項	緑豊かで潤いある街並みを形成するため、地区内では積極的な緑化を推進する。
-----------------------	--------------------------------------